

平成 27 年度から放課後児童クラブの基準が変わります

主な変更点は、次のとおりです。

1 指導員が支援員に変わります。

(1)支援員は、次のいずれかの資格が必要になります。

保育士

社会福祉士

幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの教諭

(2)加えて都道府県知事が行なう所定の研修を終了したもの

2 支援員の数

ひとつの支援単位ごとに 2 人以上とします。ただし、内 1 人は補助員をもってこれに代えることができます。

3 ひとつの支援単位とは

ひとつの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下となります。

- ・例として、利用児童 70 人の施設では、35 人ずつのグループに分け、それぞれのグループに支援員を 2 人以上配置する形になります。
- ・既存の施設では、一部屋を支援単位ごとのグループに分けて利用します。
- ・平成 27 年度以降、整備事業で建替えを行なう施設は、新基準の設計となります。

※施設、利用児童数の状況によっては、ひとつのグループが 40 人を超える場合があります。

新基準によるメリットは、これまで施設定数を 1 人の指導員と補助員数人で保育を実施してきましたが、単位ごとに分けることにより、児童への支援がより密になること、児童も少人数になることで色々な面での負担が軽減されるなど安全面への配慮も高まります。

平成 27 年度からの新基準に合わせ準備を進めているところですが、新基準に移行するにあたり、初年度は支援員、児童とも慣れていく期間ともなりますので、保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。